

行橋市学校給食申込書

記入例

行橋市長 様

私は、行橋市学校給食費条例第2条の規定に基づき、学校給食の実施の対象となる児童又は生徒（教職員等）が行橋市立学校に在学（在勤）する期間中について、下記の注意事項及び承諾事項を承諾のうえ、学校給食の提供を申し込みます。また、学校給食費について、定められた納期限までに支払うことを確約します。

児童・生徒 又は教職員	学校名	行橋小学校・中学校		1年	6組
	(フリガナ) 氏名	ユウハシ ジロウ 行橋 次郎			
保護者（代表者） または教職員 ※自署	住所	〒824-0000 行橋市中央一丁目〇番〇号			
	(フリガナ) 氏名	ユウハシ タロウ 行橋 太郎			
	電話番号	父 090-0000-1234 母 090-0000-4321			
	納付方法 (原則口座振替)	☒ 口座振替 ☐ 納付書			

・対象児童の学校名学年組氏名を記入
・保護者の住所、氏名、父母の連絡先どちらか一方を記入
・納付方法をどちらかにチェック

※口座振替については、下記より選択し申込をお願いします。
☒ インターネットサイトより口座振替手続済（金融機関 福岡銀行 依頼番号 92908 ）
☐ 口座振替依頼書により申込。（口座振替依頼書に記入のものは指定口座にご記入・お届け印の押印）

【注意事項】

- 学校は、法的措置を講じることがあります。
- 口座振替手続き方法 ※インターネットサイトを経由した場合は、登録先の金融機関、依頼番号の下5桁記載。
- インターネットサイト経由しない場合は、紙（口座振替依頼書）での手続きとなる。
（インターネット経由申請・・・福岡銀行・西日本シティ銀行・北九州銀行の3行は可能）
（その他の金融機関・・・福岡中央銀行・福岡ひびき信用金庫・ゆうちょ銀行・田川信用金庫・福岡京築農業協同組合は、口座振替依頼書での申請となります。）

本市及び市民税課税状況等、学校給食費の債権管理に必要な範囲において情報を調査し使用することを承諾します。

- 学校給食費に滞納が生じた場合、当該債権の調査に必要な範囲内において、個人情報（連絡先、勤務先等）を調査することを承諾します。
- 学校給食費に滞納が生じた場合、行橋市が、当該債権管理に必要な範囲内において、同市及び同教育委員会が保有する保護者及び上記児童生徒の個人情報を利用し、又は関係機関に提供する場合があります。

滞納時、児童手当から公金振替による支払いとなる場合の同意書です。
通常は口座振替でのお支払いとなります。
保護者欄には父母それぞれの同意を必要とします。ひとり親家庭等の場合、児童手当受取の保護者のみ同意をお願いします。
※滞納時に児童手当へ切り替えるため必要となります。押印をお願いします。

また、上記学校給食費に関する児童生徒と徴収額その他事項について、関係機関との間において必要な個人情報提供を承諾します。

令和7年 4月〇〇日

保護者氏名（児童手当の認定請求者） 行橋 次郎 （児童手当の認定請求者の配偶者） 行橋 花子

保護者自署（続柄 父 ） 行橋 太郎 保護者自署（続柄 母 ） 行橋 花子

※上記児童生徒の他に兄弟姉妹に滞納している場合は、上記児童生徒からの徴収が完了したのちに他の兄弟姉妹の滞納に充てることとします。